

令和3年3月24日

山口県漁業協同組合

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を作成する。

1. 計画期間 3年4月1日～8年3月31日までの5年間

2. 内容

[ 目 標 1 ]

8年3月末までに、当組合の「就業規則」や「育児・介護休業等に関する規則の規定」など育児休業、産前産後の時期に関する規定及び諸制度（社会保険及び雇用保険の社会保険料免除や育児休業給付制度など）を職員に周知させる。

[ 対 策 ]

3年4月～ 「就業規則」や「育児・介護休業等に関する規則の規定」の閲覧を呼び掛ける。

4年4月～ 「就業規則」や「育児・介護休業等に関する規則の規定」の認知度を測定する。

5年4月～ 「就業規則」や「育児・介護休業等に関する規則の規定」の閲覧を再度徹底する。また、育児休業や産前産後休暇等の時期に関する諸制度（社会保険及び雇用保険などの社会保険料免除や育児休業給付制度など）の行政パンフレット等を各本・支店に配布し、周知を促す。

[ 目 標 2 ]

計画期間内に年次有給休暇の積極的取得をさらに推進し、消化率を向上させる。

[ 対 策 ]

3年4月～ 職員の職業生活と家庭生活の両立、子供の学校行事への積極的参加他、年次有給休暇の取得を各本・支店の職員に推奨する。